

青梅市工事請負契約書第25条第1項の運用についての取扱い

平成20年11月28日

1 対象となる工事材料

- (1) 青梅市工事請負契約書第25条第1項に規定される契約金額変更の対象となる工事材料（以下「対象材料」という。）は、鋼材類または燃料油であって、品目ごとに次式により算定した当該工事にかかる変動額が契約金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額（鋼）} = M'（鋼） - M（鋼）$$

$$\text{変動額（油）} = M'（油） - M（油）$$

$$M（鋼）, M（油）$$

= 価格変動前の鋼材類または燃料油の金額

$$= (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

$$M'（鋼）, M'（油）$$

= 価格変動後の鋼材類または燃料油の金額

$$= (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p 設計時点における鋼材類または燃料油に該当する各材料の単価

p' 第3項の規定にもとづき算定した価格変動後における鋼材類または燃料油に該当する各材料の単価

D 第4項の規定にもとづき鋼材類または燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k 落札率

- (2) 第1号に規定する「契約金額」は、適用日以前に契約代金の部分払をした工事にあつては、契約金額から当該部分払の対象となった既済部分（当該部分払の対象となった現場等に持込みが終った製作品を含む。以下「既済部分等」という。）に相応する契約金額相当額を控除した額とする。

## 2 スライド額の算定

(1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、第1項に規定する対象材料の単価等にもとづき、次式により行う。

$$S = (M'(鋼) - M(鋼)) + (M'(油) - M(油)) - P \times 5 / 1000$$

$M(鋼)$ ,  $M(油)$

= 価格変動前の鋼材類または燃料油の金額

$$= (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

$M'(鋼)$ ,  $M'(油)$

= 価格変動後の鋼材類または燃料油の金額

$$= (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

S スライド額

p 設計時点における各対象材料の単価

p' 第3項の規定にもとづき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D 第4項の規定にもとづき各対象材料について算定した対象数量

k 落札率

P 第1項に規定する契約金額

(2) 受注者（以下「乙」という。）が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類または燃料油の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が第1号の $M'(鋼)$ または $M'(油)$ を下回る場合にあっては、第1号の規定にかかわらず、第1号の $M'(鋼)$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、第1号の $M'(油)$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、第1号の算式によりスライド額を算定することを原則とする。

(3) 第2号の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 第5項の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第4項に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額

イ 第5項の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第4項に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額

ウ 燃料油に該当する各対象材料について、第5項第3号の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第4項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、第3項第1号イ（イ）の平均価格を乗じて得た金額

(4) スライド額の算定は、工事材料にかかる価格の変動分について行うものであり、その変動に連動して共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ $p'$ ）は、次に定めるとおりとする。

#### ア 鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

#### イ 燃料油

(ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

(イ) 各対象材料のうち、第5項第3号の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類にもとづいて証明される数量以外の数量についても第4項の対象数量とすることとしたものにあつては、（ア）の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) 第1号アおよびイ（ア）に規定する各対象材料の購入の月等は、第5項第1号の規定により、乙が提出した資料により確認された月等とする。ただし、これにより購入の月等が確認できない対象材料があるときは、青梅市（以下「甲」という。）が認める別途の方法で確認した購入の月等とする。

### 4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量（ $D$ ）（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書（営繕工事にあつては、数量内訳書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

ウ 重機の運転等に要する燃料油にあつては、甲の認定する数量

エ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもので、甲の認定するもの

(2) 適用日以前に契約代金の部分払をした工事にあつては、第1号に規定する数量から、当該部分払の対象となった既済部分等にかかる数量を控除する。適用日以降に部分払をした工事にあつては、当該部分払の対象となった既済部分等にかかる数量を含めて第1号に規定する対象数量とする。

#### 5 購入の時期、購入先および購入価格に関する乙への確認

(1) 甲は、乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量および単価）、購入先、当該対象材料の購入の月を証明する書類の提出を求めるものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

(2) 乙が第1号の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について第1号に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) 第2号の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量および単価）、購入先および購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことを甲がやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても第4項の対象数量とすることができる。

#### 6 契約金額の変更手続

(1) 単品スライド条項にもとづく契約金額の変更の請求(様式 - 1)は、

当該請求の際に残工期（一部しゅん功にかかる工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) 甲が単品スライド条項にもとづく契約金額の変更の請求(様式 - 1)を受けたのち、スライド額算出の結果契約変更に至らない場合は、甲は乙に対し契約金額変更請求回答書(様式 - 2)をもって契約変更しない旨を通知するものとする。

(3) この請求にもとづく契約金額の契約変更は、工期（一部しゅん功にあつては、当該部分にかかる工期）の末に行うものとする。

## 7 鋼材類または燃料油以外の材料

鋼材類または燃料油以外であつて、価格上昇要因が明確であると甲が認めた材料については、その品目の特性にあわせ、品目ごとに鋼材類または燃料油に準じ、第1項から第6項の規定を適用する。

なお、対象材料については、設計図書（営繕工事にあつては、数量内訳書。）に記載のある材料を原則とする。

## 附 則

- 1 この取扱いは、平成20年11月28日から適用する。
- 2 工期の末日が平成21年1月1日以降で平成21年2月28日以前である工事にかかる第6項第1号の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（一部しゅん功にかかる工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であつて、かつ、平成20年12月26日まで」とする。
- 3 工期の末日が平成20年12月31日以前である工事であつて、単品スライド条項の適用により契約変更が想定されるものについては、工期満了前までに、「工事請負契約書第25条第1項適用による契約変更金額が確定した段階で、契約変更手続により、当該金額を精算する。」旨、甲乙間で協議書（様式 - 3）を取り交わし、金額が確定した段階で契約変更手続を実施する。
- 4 この取扱いに定めるもののほか、単品スライド条項の運用については、各工事種目にかかる積算基準等を作成した東京都の各部局における「工事請負契約書第24条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル」を

準用する。